回覧

田畑の火災・野焼きに注意！

もみ殻・稲わらの焼却、休耕田の枯草火災を防ぎましょう

① 煙が暮らしと交通を脅かします

稲わら焼却の煙は、道路の視界を妨げ、交通事故につながるおそれがあります。洗濯物へのにおい・すすの付着や、窓を開けられないなど、周囲の生活にも影響します。







② もみ殻・稲わらを安易に燃やさない

『群馬県の生活環境を保全する条例』第91条第２項では、ばい煙を発生する物を屋外でみだりに多量に燃焼させる行為を制限しています。稲わらの野焼きも、例外に該当しない場合は禁止されます。
焼却せず、すき込み・堆肥化などを検討しましょう。









もみ殻の
有効活用

③ 休耕田・空き地の枯草は火災のもと

枯草やごみを放置せず、草刈り・刈草の適切な処分を。燃えやすい物を置かず、火の使用は避けましょう。
『館林地区消防組合火災予防条例』第24条第1項に基づき、空地等は火災予防上必要な管理をお願いします。







⚠ 風の強い日・乾燥時は、屋外で火を使わない！

- 草刈り・刈草処分
- 焼却に頼らない処理
- 道路・住宅への煙に配慮

根拠：群馬県の生活環境を保全する条例 第91条／館林地区消防組合火災予防条例 第24条第1項

館林地区消防組合消防本部　予防課予防係　0276-72-8366